

## 森林文化都市シンボルマーク及びキャラクター管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林文化都市シンボルマーク及びキャラクター（以下「シンボルマーク等」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 シンボルマーク等は、次の各号に掲げる目的を達成するために使用することができる。

- (1) 森林文化都市のイメージの統一を図ること。
- (2) 森林文化都市のイメージアップを図ること。
- (3) 森林文化都市に対する市民の意識向上を図ること。

### (使用の原則)

第3条 シンボルマーク等は、次の各号に掲げる場合に限り、使用することができる。

- (1) 公用またそれに準ずるもの
- (2) その他市長が特に必要と認めたもの

### (使用申請等)

第4条 前条の規定によりシンボルマーク等を使用しようとする者は、シンボルマーク等使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、シンボルマーク等の使用を許可する場合は、シンボルマーク等使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

### (使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマーク等の使用を許可しないことができる。

- (1) 正しい図案の使用が困難であると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他支障があると認められるとき。

第6条 市長は、使用者がこの要領に違反し、又はそのおそれがあると認められるときは、その使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により、使用者が使用の停止又は許可の取消しによって損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク等の管理及び使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成10年7月1日から施行する。